

府中市農業振興計画策定検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 協議会の傍聴を希望される方は、広報等掲載後、前日までに経済観光課農政係に電話で傍聴の申込みをしてください。
- 2 傍聴できる人数は原則として10人以内とし、先着順とします。
- 3 協議会当日、傍聴人は、入口において住所、氏名、電話番号を記入して廊下でお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 4 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 5 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしない。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない。
 - (3) 会議中、写真、ビデオ等の撮影、または録音をしない。
- 6 傍聴人が上記の記載に違反し、そのため協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場をしていただくことがございます。